# 大磯町再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドライン

## １　目的

本ガイドラインは、大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例第７条に規定するエネルギー事業者の役割である、地域資源の利用における環境の保全と他者に対する影響への配慮について、大磯町（以下「町」という。）内において再生可能エネルギー利用設備（以下「利用設備」という。）の新設、増設又は改修（以下「設置等」という。）を行う者が、利用設備の設置等に当たり、生活環境、自然環境、景観等に配慮すべき事項を定めることにより、良好な環境及び景観の保全並びに住民相互の理解の下で再生可能エネルギーの利用を円滑に進めることを目的として制定する。

## ２　対象施設

次に掲げる利用設備を対象とする。ただし、適用の範囲は別表１のとおりとする。

ア　太陽光を利用した発電設備
イ　太陽熱を利用した発電設備
ウ　風力を利用した発電設備
エ　水力を利用した発電設備
オ　バイオマスを利用した発電設備及び熱利用設備
カ　その他再生可能エネルギー資源を利用した発電設備

## ３　対象地域

本ガイドラインは、町全域を対象とする。ただし、町の区域に属さない地域であっても、利用設備の設置等が町に影響を及ぼすおそれがあるときは、本ガイドラインに沿った調整事項を行うようエネルギー事業者に求めるものとする。

## ４　調整事項

利用設備の設置等を行うエネルギー事業者は、次に掲げる事項について配慮し、又は調整等を行うように努めるものとする。

（１）　利用設備の設置等に当たり配慮すべき事項

ア　関係法令を遵守すること。
イ　雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講ずること。
ウ　急傾斜地への設置は、災害防止の観点から避けること。
エ　立木竹を伐採する場合は、自然環境に配慮し、必要最小限にとどめること。
オ　周辺の生活環境及び景観に配慮すること。
カ　事業を廃止したときは、速やかに利用設備を撤去すること。

（２）　町に対する届出及び調整

ア　エネルギー事業者は、利用設備の設置等に当たり配慮すべき事項に留意し、計画概要が明らかになった時点で、再生可能エネルギー利用設備の設置等計画書（様式１）を町長に提出すること。

イ　エネルギー事業者は、自治会及び近隣住民に対して実施した、事業説明会の内容を記した事業説明会等実施状況調書（様式２）を町長に提出すること。

ウ　エネルギー事業者は、事業計画を変更又は中止するときは、再生可能エネルギー利用設備の設置等変更（中止）届（様式３）を町長に提出すること。

エ　エネルギー事業者は、利用設備の設置等が完了したときは、再生可能エネルギー利用設備の設置等完了届（様式４）を町長に提出すること。

オ　エネルギー事業者は、利用設備を廃止するときには、再生可能エネルギー利用設備の廃止届（様式５）を町長に提出すること。

カ　エネルギー事業者は、利用設備の稼働を開始するときは、再生可能エネルギー利用設備の稼働に係る届出書（様式６）を提出すること。

（３）　自治会及び近隣住民に対する調整

ア　エネルギー事業者は、事前に自治会及び近隣住民に対して事業説明会を実施すること。この場合において、事業説明会で出された質疑及び意見には、適切に対応すること。

イ　エネルギー事業者は、利用設備の設置等に係る進捗状況について、必要に応じて自治会及び近隣住民に報告すること。

ウ　エネルギー事業者は、利用設備の設置等により周辺環境への影響が認められた場合には、改善のための措置を講ずること。

エ　エネルギー事業者は、設置事業及び発電事業の実施に伴い事故等が発生したとき、若しくは発生するおそれがあるとき、又は住民等と紛争が生じたときは、設置事業者の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるものとする。

（４）　その他

ア　エネルギー事業者は、利用施設等の設置等及び事業の実施に伴い発生する町税に関する申告を毎年、期日までに行うこと。

イ　（１）の具体的な対応等については、別表１、別表２及び別表４により、（２）及び（３）のの具体的な対応等については、別表３のとおりとする。

５　町の施策への協力

（１）　エネルギー事業者は、町が実施する環境学習等に積極的に協力し、地域貢献に努めるものとする。

（２）　エネルギー事業者は、設置した発電設備の発電量等の数値について、町の求めに応じ報告するよう努めるものとする。

６　ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すものとする。

７　適用

本ガイドラインは、平成 28 年4月１日から適用する。

別表１

## 大磯町再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドライン適用範囲

| 設置する場所 / 区分 | 個人が自ら所有する | | 事業者が自ら所有する | | 事業者が借用する | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 建築物 | 土地 | 建築物 | 土地 | 建築物 | 土地 |
| 太陽光を利用した発電設備（10kw 以上） | 適用外 | 様式１ | 様式６ | 様式１ | 様式６ | 様式１ |
| 太陽熱を利用した発電設備（集積面積 100 ㎡以上） | 適用外 | 様式１ | 様式６ | 様式１ | 様式６ | 様式１ |
| 風力を利用した発電設備（20kw 以上） | | 様式１ | | 様式１ | | 様式１ |
| 水力を利用した発電設備（20kw 以上） | | 様式１ | | 様式１ | | 様式１ |
| バイオマスを利用した発電及び熱利用施設（発電施設面積 100 ㎡以上） | | 様式１ | | 様式１ | | 様式１ |
| その他自然エネルギー資源を利用した発電施設（10kw 以上又は発電施設面積 100 ㎡以上） | | 様式１ | | 様式１ | | 様式１ |

※一般住宅（個人）の敷地内で自家消費を主な目的とした発電設備については、対象外

※事業者とは、再生可能エネルギーを利用した発電を目的に事業を行うもの

別表２

# 再生可能エネルギー利用施設の設置に関する関係法令チェックシート

| 主な法律名称 | 主な規制対象 | 許可等 | 所管窓口 | | 確認事項 |
|---|---|---|---|---|---|
| 農地法 | 農地転用の許可 | 県又は国 | 大磯町 | 農業委員会事務局 | 年　月　日確認<br>年　月　日届出<br>年　月　日許可 |
| 農業振興地域の整備に関する法律 | 農用地区域の除外 | 町 | 大磯町 | 産業観光課 | 年　月　日確認<br>年　月　日届出<br>年　月　日許可 |
| 森林法 | 伐採および伐採後の造林の届出 | 町 | 大磯町 | 産業観光課 | 年　月　日確認<br>年　月　日届出 |
| | 林地開発の許可 | 県 | 神奈川県 | | 年　月　日確認 |
| 建築基準法 | 建築確認申請 | 県 | 大磯町 | 都市計画課 | 年　月　日確認 |
| 都市計画法 | 開発行為の許可 | 県 | 大磯町 | 都市計画課 | 年　月　日確認 |
| まちづくり条例 | 開発行為の許可 | 町 | 大磯町 | 都市計画課 | 年　月　日確認<br>年　月　日届出<br>年　月　日許可 |
| 工場立地法 | 工場の新設・増設等に関する届出 | 町 | 大磯町 | 産業観光課 | 年　月　日確認<br>年　月　日届出 |
| 景観条例 | 一定規模を超える建築物及び工作物の届出 | 町 | 大磯町 | 都市計画課 | 年　月　日確認<br>年　月　日届出 |
| 文化財保護法 | 埋蔵文化財 | 県 | 大磯町 | 生涯学習課 | 年　月　日確認<br>年　月　日届出 |
| 土地埋立て等規制条例 | 土砂の盛土、切土に関する届出 | 町 | 大磯町 | 環境課 | 年　月　日確認<br>年　月　日届出<br>年　月　日許可 |

※標記事項は、一般的な利用設備の立地に係る内容を記載しています。利用設備の特性や運用などにより記載以外に関係する法令等もあります。

※開発行為の規模などにより許認可権者が異なる場合がありますので、各所管窓口で確認ください。

別表３

## 届出及び調整に関する具体的な対応

| 調整事項等 | | 具体的な対応 |
|---|---|---|
| 町に対する届出及び調整 | | |
| | 再生可能エネルギー利用設備の設置等計画書（様式１） | ９　関係書類について<br>・様式は任意<br>・その他町長が必要と認める書類<br>別表４「利用設備の設置等に当たり配慮すべき事項」についてのア～オの対応を記載した書面を添付。様式は任意 |
| | 事業説明会等実施状況調書（様式２） | ７　記録者欄について<br>・記録者の記名及び押印<br>８　参加者代表欄について<br>・参加代表者の記名及び押印 |
| | 再生可能エネルギー利用設備の設置等変更（中止）届（様式３） | 変更について<br>・計画書（様式１）の内容に変更があったとき<br>・事業を第三者に譲渡又は継承等したとき<br>中止について<br>・計画書（様式１）提出後（工事前又は工事中）に事業を取りやめたとき |
| | 再生可能エネルギー利用設備の廃止届（様式５） | 廃止について<br>・工事完了後に事業を取りやめたとき |
| 自治会及び近隣住民に対する調整 | | |
| | 自治会及び近隣住民の範囲 | ア 自治会の範囲は、利用設備の設置場所が属する自治会又は町内会<br>イ 近隣住民の範囲は、利用設備を設置する隣接地土地権利者及び住民（事業所等を含む。）<br>※隣接地：設備を設置する土地に接する土地。（道路・水路に接する場合は、それを挟んだ土地を含む。）<br>※ただし、設備規模、設置場所等の状況や関係自治会等の意見を聞き、適宜判断して自治会及び近隣住民の範囲を拡大する。 |
| | 事業説明会 | ア 開催時期は、国への再生可能エネルギー発電設備認定申請を行う前に開催することを基本とする。ただし、すでに設備認定を受けているもの又は申請中のものについては、速やかに開催する。<br>イ 事業説明会の方法は、一堂に会して行うことが望ましい。<br>ウ 事業説明会における留意事項として、雨水対策、景観への配慮、反射光の対応、その他安全対策については必ず説明を行う。 |
| 利用設備の設置等により周辺環境への影響が確認された場合 | | |
| | 周辺環境への影響が確認された場合 | 直ちに改善のための対策を行うこと。<br>また、町に対してその状況を報告すること。 |
| | 周辺住民等からの苦情への対応 | その他、周辺住民等から苦情等が寄せられたときは、速やかに町に対し、その状況を報告し改善を図る。 |

| 町税に関する事項 | | |
|---|---|---|
| | 固定資産税（償却資産）の申告 | 毎年 1 月 1 日現在の償却資産の保有状況を指定の期日までに申告する。 |
| | 個人・法人町民税の申告 | 毎年の所得等の状況に応じて法定期日までに申告する。 |

別表４

## 利用設備の設置等に当たり配慮すべき事項

| 調整事項等 | 具体的な対応 |
|---|---|
| 雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講じること。 | ア 土地の形状変更は最小限に止めること。<br>イ 河川に通じる排水路を確保し、又は雨水を敷地内で処理できる対策をとること。<br>ウ 土砂等の流出を防止する対策をとること。 |
| 急傾斜地への設置は、災害防止の観点から極力避けること。 | ア 土砂災害防止法で指定する土砂災害特別警戒区域への設置は避けること。<br>イ 急傾斜地法で指定する急傾斜地崩壊危険区域への設置は避けること。<br>ウ 過去に土砂崩落等があった場所、又は崩落等が心配される場所への設置は避けること。 |
| 立木竹を伐採する場合は、自然環境に配慮し必要最小限にとどめること。 | ア 可能な限り森林を残した計画設計を行うこと。<br>イ 隣地境界の立木は極力残し、伐採後は隣地境界周辺に低木等により植栽すること。<br>ウ 発電設備設置後、余地に植栽すること。 |
| 周辺の生活環境や景観に配慮すること。 | ア 騒音、振動、反射等生活環境への影響に配慮すること。<br>イ 道路や隣接境界からできるだけ後退させて設置すること。<br>ウ 植栽等により道路や周辺住宅から目立たないように配慮すること。<br>エ 尾根線上や高台、海岸周辺への設置は避けること。<br>オ 発電設備や発電設備に付属する施設（建築物、フェンス等）は、景観上支障のない色彩にすること。<br>※景観計画に定める景観重点地区については、その影響を考慮し特に配慮すること。 |
| 設置概要を記載した看板の設置をすること。 | 設置者の名称、連絡先、工事期間など、設置概要を記載した看板の設置をすること。 |
| 事業を廃止したときは、速やかに設備を撤去すること。 | 事業終了後の設備の放置が心配されることから、撤去費用を売電収入等により、あらかじめ確保しておくこと。 |
| 所有者が変更となる場合は、設置時の経過を継承すること。 | 所有が変更となる場合は、設置時の経過に係る設備管理等に関する内容を引き継ぐこと。 |